

アクティビティサポートセンターゆい

工賃規程

(目的)

第1条 この規程は、アクティビティサポートセンターゆい（以下「当事業所」という。）が行う障害者総合支援法に基づく事業所の利用者に対して、支給する工賃について基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業所収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。

(作業の範囲)

第3条 1日所定作業時間は、原則午前9:00～午後4:00の間の6時間とし、個別支援計画に基づき行った生産的活動に対して、時間単位で工賃を支給する。

(工賃等の支払額)

第4条 工賃種類は、以下の基本工賃及び一時金の2種類とする。

- (1) 基本工賃は、一時間あたりの時給に一ヶ月の労働時間を乗じて得た額とする。
- (2) 年度末において収支差額がある場合は、一時金として支給する。

(工賃の財源)

第5条 時間単価の基礎に際しては、前年度収支実績もしくは年度当初予算を基に、生産活動における事業収入から、必要経費を差し引いた額に相当する金額を財源とする。

- 2 当該年度に支給する1時間当たりの時給の設定金額は、前年度末までに利用者へ通知する。
- 3 工賃支給の当該月において生産活動を通じて得た事業所収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給するという原則から当該年度に設定した時給を下回る場合もある。

(一時金)

第6条 一時金の支給方法として、当該年度末在籍の全利用者の総出勤日数・出勤時間に対する個々の利用者の出勤日数・出勤時間の出勤率を考慮し決定した金額を支給する。

(工賃の計算期間及び支払日)

第7条 工賃は毎月1回、前月の1日から前月末までの分を翌月末日に支払する。ただし、

その日が休日等の場合は、前日の支払いとする。工賃の支払については、指定の金融機関へ振り込みを原則とする。

- 2 一時金の支払いは翌年度の6月末日に支払する。ただし、その日が休日等の場合は、前日の支払いとする。工賃の支払については、指定の金融機関へ振り込みを原則とする。

(工賃計算の単位)

第8条 工賃計算の単位は円として、未満単位は切り捨てとする。

(各積立金)

第9条 将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、事業所の管理者等の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和7年12月1日から施行する。